

船橋市立金杉小学校「学校いじめ防止基本方針」

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為であり、「どの児童生徒にもどの学校にも起こり得る」ことを認識して対策を講じなければならない重要な課題である。

また、いじめ問題は、児童生徒にとどまる問題ではなく、大人の社会においても、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待、体罰等、様々な社会問題が生じている。これらは、人命や人格・人権の尊重、豊かな情操や人を思いやる心、道徳心、他者との関係調整と心の通う人間関係を構築する力、そして社会・集団の一員としての権利と義務の理解と実践など、我が国の教育力と国民の成熟度に係る問題である。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止などの対策を行う。

1 基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止などの対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(3) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(4) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識をもち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導と支援を行っていく。また、平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、教育委員会、相談機関等の関係機関と適切な連携を図り対応する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校内の組織

① 生徒指導部会

校長・生徒指導主任・各学年の生徒指導部会担当（杉の子学級を含む）・専科・養護教諭

月1回の会議で、学習面や生活面での課題を明らかにし、個別や全体に向けた指導・支援の方法を検討する。対応等を共通理解・実践することでいじめの未然防止を図る。

② いじめ防止対策推進委員会（月1回の生徒指導部会を定例とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。）

校長・教頭・教務主任・学年主任（杉の子学級を含む）・生徒指導主任・養護教諭
該当児童学級担任・スクールカウンセラー

いじめ防止に関する措置を確実にを行うため、また、いじめが起きた際の対策を迅速かつ適切にとるため、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 地域等の組織

○ 学校評議員

学校評議員に学校の基本方針を示し、いじめが起きた際に協力を得る。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① 心の教育の充実

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通して、思いやりや自他のわきまえ、生命・人権を大切にする心を育てる。
- ・ 「道徳科」の授業で、いじめについて考える時間を年間計画に位置付ける。
- ・ 「命の授業」で助産師を招き児童に授業を行う。その際、高学年保護者・地域の方々・学校評議員・父母と教師の会本部役員等も同席し、一緒に考えたり振り返ったりして、いのちの大切さを改めて感じる場を設ける。
- ・ 社会性や自己有用感・自己肯定感を高められるよう、各学年の発達段階に応じた体験活動等の機会を設け、体験を通じた成長を促す。

② 互いに認め合う学級経営の充実

- ・ 全ての児童が良さを発揮でき、互いに認め尊重しあえる集団を育てる。
- ・ 児童が自ら考え行動する活動を大切に、規律と活気ある集団を育てる。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

③ 生徒指導の機能を生かした教育活動の実践

- ・ 「自己決定の場」「自己存在感」を与え「共感的人間関係」が育つ授業を行う。
- ・ 「楽しく」「分かる」授業を通して、児童の学習意欲と学力を高める。

④ 自分たちの問題として考えたり取り組んだりするための児童会活動

- ・ 思いやりの心や、他者との関係調整力を育てる為にいじめ防止を呼びかけるポスターや標語の作成を児童会活動として行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、異学年との交流や異学年との縦割り活動を実施する。（1年と6年、2年と4年、3年と5年）

- ⑤ さまざまな児童の特性に配慮するための支援
 - ・ 発達障害や性の多様性等に対する特性を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- ⑥ 情報モラル教育及び啓発活動の充実
 - ・ 専門性の高い講師による講演会を行うなど情報モラル教育を計画的に実施する。
 - ・ インターネット等を使用させる場合の家庭内のルール作りや留意点等について児童及び保護者への啓発活動を積極的に行う。(1000ヶ所ミニ集会、保護者懇談会)
- ⑦ 教職員一人一人の鋭敏さを持った見守り
 - ・ 表情や教職員に向ける視線、交友関係の変化やグループ内での様子、授業への取組状況や学校生活の活力の他、持ち物や掲示物の汚損等、視点を明確にして見守り、観察する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 日常的な関わりのなかでの観察
 - ・ 表情やしぐさなどに目を配り、気になる児童にはこまめに声をかける。
 - ・ 複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教職員が意図的に児童に関わる。
- ② アンケート調査の実施
 - ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を年3回(7月/11/2月実施)する。また、アンケート(3年保存)後にいじめの有無にかかわらず、全児童と担任が面談を行い、より詳細な実態把握をする。
 - ・ アンケート調査の結果については、必ず担任を含めた複数の教職員で分析を行い、必要に応じて迅速かつ適切に対応する。
 - ・ 定期的な調査の後、保護者との面談を組み、情報共有や家庭での様子など実態把握をする。(7月下旬、12月中旬)
- ③ 教育相談活動の充実
 - ・ 定期的な教育相談期間(相談日)等を設定し、年間計画に位置付けるとともに日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を積極的に行い、児童や保護者の相談やケアに応じる体制を整備する。
- ④ 相談窓口の周知徹底
 - ・ いじめについて児童や保護者が相談できる相談機関の周知を確実にし、児童及び保護者が気兼ねなく相談できる体制を整備する。
 - ・ いじめを訴えることは、「言いつける(チクる)」などではなく、生命と人権を守る行為であることを、児童に根付くよう継続的に指導する。
 - ・ 児童のSOSのサインをすくいあげる取組として、「しんばいないよ箱(相談ボックス・校長管理)」「おてがみポスト(相談ボックス・スクールカウンセラー管理)」を設置する。
- ⑤ 家庭・地域との連携
 - ・ 学校だより、学校ホームページ、保護者会等を通して、平素からいじめに対する学校の考え方や取組を周知し、協力を要請しておく。また、児童で気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

- ・ 道徳科の授業を公開するなど、家庭や地域の理解を得ながら児童の心の教育の充実を図る。

(3) いじめ早期対応についての措置

① 組織的対応

- ・ いじめを発見したら、一人で抱え込むことなく必ず報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 学校だけで解決することに固執せず、積極的に校外の関係機関との連携を図る。

② 丁寧な事実確認と方針の決定

- ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周りにいた児童も含めて多方面から情報収集し、事実関係を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。

③ いじめを受けた児童への対応

- ・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。
- ・ 安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童への対応

- ・ 丁寧に話を聴き取り、教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。
- ・ いじめに至った要因や背景を把握し、その抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。

⑤ 周囲の児童生徒への対応

- ・ いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆やいじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある児童には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。

⑥ 保護者との連携

- ・ いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。
- ・ 学校の支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け取り組む。
- ・ いじめ問題指導中及び解決後も、児童の学校や家庭での様子を定期的に情報交換し、経過観察を行う。

⑦ 関係機関等との連携

- ・ 学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会と連携し、迅速かつ的確に対応を行う。
- ・ 父母と教師の会や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなどして、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう連携を図る。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。(校内若年層研修等)
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめを誘発し助長する可能性があることを認識し、日頃から子供の人権に関する現代的諸課題への対応力を高めるように努める。
- いじめの問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であるとの認識を共有し、弛まぬ研鑽により自らの人間力を高め指導力向上に努めることとする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- インターネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、削除や関係機関に相談するなど、必要な措置を講ずる。
- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、児童や保護者を対象としたメールやLINE等の正しい使い方「携帯、インターネット安全教室」を行う。

(6) いじめの解決に係る判断

- いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでおり、かつ、いじめを受けた児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないことをもって、いじめが解決したと判断する。
- いじめが解決している状態になった場合も、当該児童の人間関係を日常的に注意深く観察する。

4 いじめ重大事態への早期対応のための取り組み

(1) 重大事態の定義

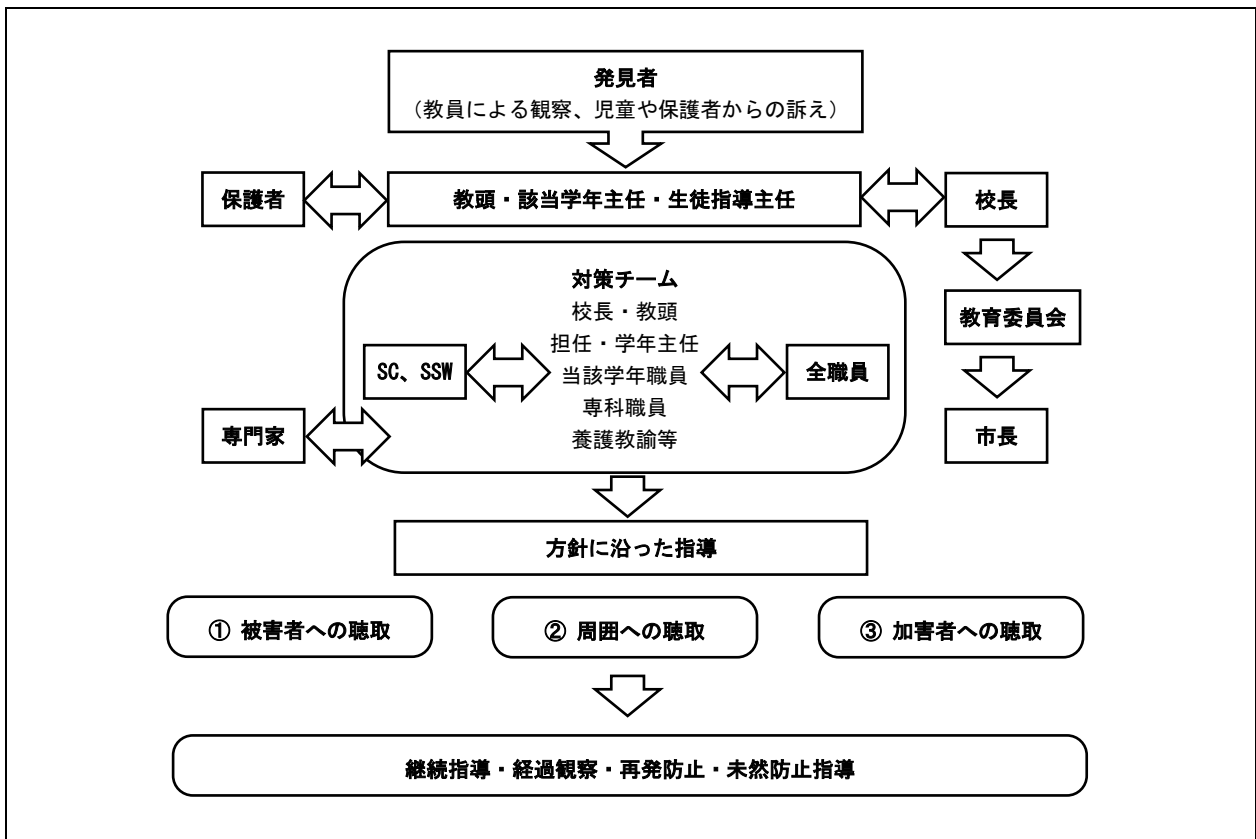
○ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（重大な被害の例）

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 重大事態が起きた際の組織的対応図



(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、SC・SSW等の関係諸機関と連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に事実関係を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度に向けて改善を行う。

- ① いじめの未然防止・早期発見に関すること。
- ② いじめの組織的な対応に関すること。

5 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	着任式・始業式、入学式、1年生を迎える会 避難訓練、ひまわり種まき、学区訪問	生徒指導部会
5	クラブ活動開始（4～6年） 全校草取り、運動会	生徒指導部会
6	ひまわり草取り、5年一宮宿泊学習 縦割り活動、不審者対応訓練	生徒指導部会
7	土曜参観（引き渡し訓練）・ひまわりフェスティバル 個人面談、夏季休業、縦割り会食	生徒指導部会 いじめ相談アンケート
8		
9	全校草取り、4年プラネタリウム見学 縦割り活動、体験避難訓練	生徒指導部会
10	前期終業式、修学旅行（6年）	生徒指導部会 いじめ防止標語・スローガン
11	就学時健診 メロディランド参観、バザー	生徒指導部会 いじめ相談アンケート
12	体力づくりまとめ ゲーム集会	生徒指導部会 個人面談
1	席書会、縦割り活動 授業参観・懇談会	生徒指導部会 学校評価
2	シェイクアウト訓練週間 6年生を送る会、お別れ会食	生徒指導部会 いじめ相談アンケート
3	お別れ式・卒業式 修了式／離任式	生徒指導部会 (次年度に向けて見直しを図る)